

三世代同居・近居住宅 補助金

最大30万円



※平成30年4月1日以後に新たに三世代で同居・近居するために、住宅の購入又は工事をする場合に補助の対象となります。

※マンションも対象となります。

※予算がなくなり次第、申請の受付を終了します。

住宅の購入又は工事（新築・増築・改築・修繕）に要する費用の一部を補助します。※費用の1/2以内

補助金限度額

基準額
20万円

+

市外からの転入

5万円 加算

市内業者施工

5万円 加算

=

**最大
30万円**

◇申請・問合せ先◇

東松山市役所
住宅建築課（分室2階）
☎ 0493-23-2221（内線591）
東松山市ホームページ：
<http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp>



■「近居」とは■
直線距離で2km以内に居住することをいいます。



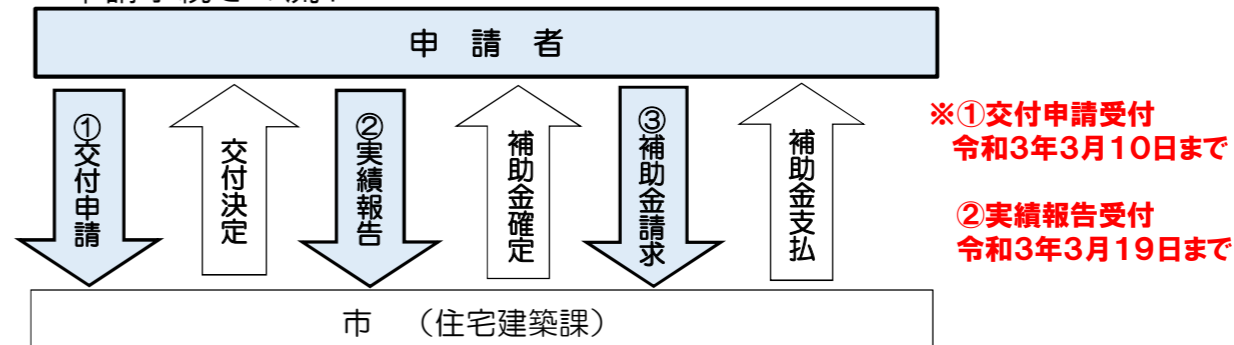
※申請書類は、市のホームページからダウンロードすることもできます。

* 補助対象の要件について * (以下の全てに該当する必要があります。)

■ 補助対象となる事業・対象者 ■

- 平成30年4月1日以後に新たに三世代で同居又は近居（2km以内）する。
※以下の場合には補助対象となりません。
・近居から同居となる場合 ・同居から近居となる場合
・継続して近居又は同居する場合（転居を伴う場合も含む）
- 平成30年4月1日以後に住宅の購入又は工事の契約を行った又は行う予定である。
※契約を行った又は行う予定の方が、補助金交付の申請をしてください。
- 三世代で同居・近居するいずれかの方が住宅を所有している又は所有する予定である。
※マンションも補助の対象となります。
- 住宅が昭和56年6月1日時点の建築基準法に基づく耐震基準を満たしている又は実績報告までに耐震改修工事により基準を満たす予定である。
- 同一の購入又は工事に対して、他の制度の補助金を受けていない。
- 補助金の交付を受けてから5年以上継続して三世代で同居・近居する予定である。
- 申請者が市税を滞納していない。

■ 申請手続きの流れ ■



※①交付申請受付
令和3年3月10日まで

※②実績報告受付
令和3年3月19日まで

※ ②実績報告は、住民票の住所変更手続き終了後に行ってください。

○ 交付申請に必要な書類

- ① 東松山市三世代同居・近居住宅補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 三世代同居・近居をする**全ての方**の続柄が確認できる書類（住民票、戸籍謄本等 ※出生予定の子の場合にあっては、母子健康手帳の写し）
- ④ 三世代同居・近居をする前の住所を確認できる書類（住民票等）（※同居又は近居される**全ての方**についての書類）
- ⑤ 三世代同居・近居することとなる住宅の位置を確認できる書類（位置図等）
- ⑥ 住宅の購入又は工事に要する費用を確認できる書類（契約書、見積書等）
- ⑦ 増築、改築、修繕の場合、住宅が昭和56年6月1日時点の建築基準法に基づく耐震基準を満たしていることを確認できる書類（建築確認済証、課税証明書等）
- ⑧ 市税を滞納していないことを確認できる書類（市税納税証明書等）